慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福沢諭吉関係新資料紹介
Sub Title	New materials : letters from Fukuzawa Yukichi
Author	福沢研究センター(Fukuzawa Memorial Center) 西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2013
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.30, (2013.) ,p.197- 213
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20130000-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十巻（二〇一三年）
資料紹介

福沢諭吉関係新資料紹介

福沢研究センター

凡例

一、常用漢字は、原則として現在使用されている字体を用いたが、慶應義塾など若干の固有名詞に、原文の字体を残した。

二、異体字、俗字、或いは書き誤りと思われる文字は、正体に直した。

三、仮名づかいは、原則として原文のままとした。ただし、ひら仮名・かた仮名の判別がつかない文字は、かた仮名字体で表記した。

四、変体仮名はひら仮名に改めた。ただし、書簡において助詞として用いられている「は」「て」「え」は、原文の字形を残し、小活字右寄せで「ㄴ」「而」「江」のように印刷した。原文が確認できない書簡の場合も、漢字の字体で表記されている「者」「而」「江」が助詞として使われている場合には、右の字体を用いた。

五、濁点・半濁点は原文のままとした。

六、合字は、使用頻度の高いゟ（より）、〆（しめ）は原文の字形を残した。頻度の低いトキはトキ、トモはトモ、コはことと表記した。

七、句読点は、編者の判断により適宜これを補った。

八、執筆年月日や発信年月日などを推定でしか示すことができないものには、「カ」を付した。

九、脱落と思われる文字は、〔　〕を付して補った。

十、書簡は、本文の後に【　】を付して書簡の大意を示した。また封筒に関する事項は、書簡の理解に必要と判断されるもののみに限った。

Ⅰ　福沢諭吉書簡

『福沢諭吉書簡集』（岩波書店　平成十三年～十五年　以下『書簡集』と略す）未掲載で、『近代日本研究』第二十九巻刊行以降見出された書簡を載録する。掲載は発信年月日順とし、体裁はすべて『書簡集』の形式に従った。詳しくは『書簡集』第一巻所収の凡例を参照されたい。なお、書簡番号は『書簡集』から『近代日本研究』第二十九巻まで通番で付された番号を追うものである。

二六一七　森有礼宛

明治八（一八七五）年カ十一月十九日付

昨日御手紙被下、此度御出立ニ付而ハ、商法講習所之義箕作氏ニ相談之上、両人ニ而引受御世話可致旨、縷々拝承いたし候。右ハ兼而より申上候通り、迚も生等之専ら任ずべきニあらず。加ふるニ此節ハ別而多用候。不本意ながら御断申上候。尤前日より御約束之如く、随時之御相談ハ、身之有様ニ従ひ敢而御相手罷成候覚悟なれバ、御留主中ニ而も、或ハ高木氏抔より謀ることも候ハ、、相談相手ニ者可相成存候。西村茂樹君へ委託云々之義、至極之事ニ被存候得共、是ハ御直之御商議ニ而可然、生等之仲入ハ却而不都合ト存候。一応同君へ御相談之上、傍ら私共も勧メ可申也。右貴答申述度。早々頓首。

十一月十九日　　福沢諭吉

森先生侍史

【商法講習所の件について、不本意ながら引き受けはできないが、いつでも相談にのる旨を伝える】

○「森先生」は森有礼。弘化四（一八四七）年鹿児島の生まれで、英国や米国に学び、在米少弁務使や駐英公使、文部大臣などを務めた。明治二十二年憲法発布の日に暗殺される。福沢とはともに明六社を設立、八年二月広瀬常との結婚に際しては、福沢が婚姻契約の証人となった。○商法講習所をめぐっては、設立準備や教員の受入体制が整わないうちに、米国よりホイットニーが来日し軋轢を生じた。東京会議所とホイットニー、森有礼と東京会議所間で交わされた約定書によると、商法講習所の運営の責任は森有礼とその「相議者」である箕作秋坪と福沢諭吉にあることになっている。この書簡では相談にはのるが「不本意ながら御断」とある。「箕作氏」は箕作秋坪であろう。○「高木氏」は高木三郎か。勝小鹿、富田鉄之助の米国留学に同行した。○西村茂樹は、文政十一（一八二八）年佐倉藩士の子に生まれ、儒学を安井息軒、兵学を佐久間象山、蘭学を手塚律蔵に学んだ。明六社員。明治三十五年歿。○商法講義所の一件については、明治八年八月三十一日付富田鉄之助宛書簡（書簡番号一六三『書簡集』第一巻、三二九～三三一頁）に詳しく書かれている。

二六一八　加藤弘之宛

明治十四（一八八一）年二月二日付

前月廿八日貴翰被下拝誦仕候。益御清寧奉恭賀。陳ハ過日学士会院除名之儀申出候処、諸先生之御商議ニ㊐、更ニ出席可致様被仰下、畢竟御厚意ニ出候義難有御答奉存候得共、実ハ最前申出候通無拠次第ゟ御断申上候儀ニ付、如何様も御取成を以て素意相達し候様奉願候。此段拝答申上度。早々頓首。

二月二日　　福沢諭吉

加藤先生侍史

尚以、本文之事ハ昨日三河屋ニ㊐可申上ト存居候処、御出席無之、依㊐本日書を以て申上候義。御返詞延引相成候段、御海容奉願候。

【学士会院からの「除名」を申し出た福沢に対し慰留の様子があるのを、さらに断ったもの】

○「加藤先生」は加藤弘之。出石藩士の子として生まれ、幕末には開成所教授職並や大目付、御勘定頭などを務め、明治維新後は明治政府の官僚として文部行政や外交に従事した。（東京）帝国大学総長や貴族院議員も務めた。『福翁自伝』には、大政奉還後徳川慶喜に謁見しようとしている加藤に、戦争になりそうなら逃げるので教えてくれといって、加藤から「プリプリ」怒られた話が出てくる。明六社仲間でもあるが、民撰議員設立や学者職分論をめぐっては対立した。大正五（一九一六）年歿。○「学士会院」は明治十二年に文部省によって設立された東京学士会院のことで、発足当初は明六社に関わる人物が中心になり、福沢は初代会長を務めた。しかし十三年十二月四日には、会長の西周宛に会員辞任を申し出た（書簡番号五五〇『書簡集』第三巻、六七～六八頁）。その理由については、文部省より会員が受け取っていた年金三〇〇円について、二五〇円を会院の積金として利子を後進に役立てることを提言したが、賛否両論が起こり結局は不採用になったことや、福沢と懇意だった田中不二麿が十三年三月に文部省から転出させられたからであろうと推測されている。○発信年は、西周に願い出た時期から考えて、翌十四年と推定される。

二六一九　根岸武香宛

明治十六（一八八三）年十二月十五日付

本月十二日之華翰拝見如来諭。寒気弥増候処、益御清安奉賀。陳ハ過日熊谷遊覧之節ハ、図らずも御世話相成、様々之御優待望外之事共ニ候。歳末之時節御用繁之御中恐縮ニ不堪次第ニ御座候。此方ゟこそ御礼可申上之処、却而御尋問ニ預り赤面之至、怠慢之罪御海容可下候。右貴答ニ兼而御礼まて申述度、早々如此御座候。頓首。

十二月十五日　　福沢諭吉

根岸武香様梧下

尚以、武井長谷川其外諸君へ御礼状も可差出筈なれ共、近日殊之外多事。乍存不能其義。乍憚御序之節宜敷

御致意奉願候、以上。

【熊谷訪問の際世話になり、かつ先に便りを受け取ったことに対する礼】

［封筒表］武蔵国大里郡冑山村　根岸武香殿　親展［封筒裏］封　東京三田　福沢諭吉出

○根岸武香は、天保十（一八三九）年大里郡冑山村（現埼玉県熊谷市）に生まれ、剣術を千葉周作、和漢学を寺門静軒、安藤野雁に学んだ。明治六（一八七三）年には熊谷県学区取締を務め、十二年県会開設とともに副議長となり、翌年には議長を務める。鉄道事業にも尽力し、明治三十六年の『人事興信録』では、武州鉄道株式会社監査役・合資会社興業貯蓄銀行監査役となっている。根岸家は、慶長年間以来の旧家で大地主であった。貴族院多額納税議員。明治三十五年歿。これまでには名宛人としてだけではなく、本文にも登場したことがない人物で、『慶應義塾入社帳』にも記載がない。○「熊谷遊覧」は、日本鉄道会社の本庄までの第一期工事が終わり、鉄道の必要を力説して会社創設に関わった福沢のもとに、チケットが送られてきたため、十二月九日に浜野定四郎、岡本貞烋、高島小金治らを伴い、日帰りで熊谷を訪れたことを指す。熊谷直実の寺へ参り、熊谷での歓迎午餐会で演説した。演説内容は、翌年二月十五日に発行された『交詢雑誌』に掲載されている。

三六二〇　桜井信四郎宛

明治二十八（一八九五）年七月九日

梶原伊太郎氏ゟ電報到来、尊厳御事御養生不被為叶、遂ニ御長逝之由、兼而之御難症ハ承知致居候得共、今更驚入候次第、皆々様御愁傷之段深く奉察候。随而別紙壱封軽少之至ニ候得共、御花料之印拝呈仕候。乍憚御霊前へ御供奉存候。右御吊詞申上度、匆々如此御座候。頓首。

七月九日　　福沢諭吉

桜井信四郎様

尚以、御母様へ特ニ御悔被仰上被下候様奉願候。老妻ゟ宜敷申上呉候やう申出候。以上。

【信四郎父桜井恒次郎への悔み状】

［封筒表］京都市上京区小川通り一条上ル十一番戸　桜井信四郎様行［封筒裏］封　東京芝区三田　福沢諭吉

○桜井信四郎は明治十二年に生まれ、二十年一月に慶應義塾幼稚舎に入学した。父恒次郎は、中津藩上士階級（二〇〇石取供番）の子に生まれ、慶応二（一八六六）年三月に慶應義塾に入学した。明治五年頃から慶應義塾出版局の事務を担当し、のち横浜の商社丸屋に加わった。その後丸屋から独立して茶商を営み、十三年横浜正金銀行設立時には副支配人として参画、長く同行に勤務した。二十四年三月に同行を退職し、京都市上京区に住んで酒造業に従事したが、二十八年七月九日に養生の甲斐なく亡くなった。『書簡集』第四巻（ひと）。信四郎の妻は同じく中津藩上士階級の出身で、福沢の補佐を務めた小幡篤次郎の娘静。

二六三　宮沢文次郎宛　明治三十一（一八九八）年二月十三日

拝啓。時下益御多祥奉賀候。陳ハ今回当塾学事の維持拡張ニ付、基本金募集のため、各地委員を設けて、事務取扱候様相定候ニ就ては、貴下ニ於ても御地にて、右維持委員の一人として、募集上御尽力被成下度、御依頼申上候。敬具

明治三十一年二月十三日　印　慶應義塾社頭　福沢諭吉　㊞

宮沢文次郎殿　貴下

【慶應義塾の基本金募集のため、維持委員就任を依頼する。書簡三三とほぼ同文】

［封筒表］山梨県北巨摩郡小淵沢村　宮沢文次郎殿　親展

［封筒裏］東京市芝三田二丁目二番地　慶應義塾　社頭　福沢諭吉

○慶應義塾大学部を存続し充実させるための維持資金募集に端を発し、明治三十年八月には「慶應義塾基本金募集の趣旨」が発表されて、学制改革のための寄付金募集が始まった。その際広く地方の名望家にも委員を委嘱して、協力を仰ぐことになった。宮沢は小淵沢の名望家と思われるが、慶應義塾で学んだことはないようである。また『慶應義塾百年史』中巻（前）二一三頁に掲載されている、明治三十二年一月から二月ごろまでに承認を得た山梨県の地方維持委員の一覧には、名前がない。○多治見市坂本浩一氏蔵。

二六三　中村道太カ宛

年未詳三月二日

昨日ゟ華翰唯今到来、拝誦仕候。陳ハ彼之一条廿七日面会談話、何も不都合之事無御座、居合申候。右之事申上度存候得共、紙上ニゟハ万一途中之間違も難斗、他聞を恐れ態ト差扣候儀ニ御座候。何れ拝眉万御話可申上候得共、不取敢御返事迄、早々如斯御座候。頓首。

三月二日　　諭吉

中村様

尚以、毎度御来訪被下候由、小生も御目ニ掛度、御居処さへ相分り候得者、何時何処ニゟも罷出度存候、以上。

【「彼之一条」について不都合はないが、誤解のないよう拝眉のうえ話す旨を伝える】

○「中村様」は中村道太か。三河国吉田（愛知県豊橋市）に藩勘定方の子として生まれ、江戸在勤中の慶応二（一八六六）年に福沢と出会い、長く交友関係を結んだ。横浜正金銀行初代頭取や東京米商会所頭取を務め、現在までに本書簡も含めれば七十七通の同人宛福沢差出書簡が判明している。『書簡集』第二巻（ひと）。

以下の書簡は、『書簡集』掲載時には原本との校訂ができず、やむなく『福沢諭吉全集』（岩波書店、昭和四十四～四十六年）から採録したが、このほど原本が判明し校訂作業を行うことができた。注についてはそれぞれ『書簡集』の各頁を参照されたい。

六一　阿部泰造・物集女清久（もずめきよひさ）

明治十五年九月二十八日

爰ニ突然申上候義ハ、日本銀行へ加入、金壱万之株金、さし向弐千円払込ニ困却致候ニ付ゐ者、貴社ニゐ兼ゐ御買入相成候公債証書之代りニ、暫時右日本銀行之株券抵当ニゐ弐千円丈御振替被下候義相叶間布哉。実ハ是も小生自から為ニするニ非ス、金子弥平氏株主相成候積りニゐ、兼ゐ其咄もありし事なれ共、昨今ハ何方も金ニ窮して迚も弐千円金を融通致呉候者無之、不得止申上候次第、尤其中此方ニ金策出来候上ハ直ニ請戻し可申、唯一時公債証書之代りとして御引受置被下度奉願候。い才ハ本人金子氏ゟ可申上、事情御聞取可被下候。右要用而已申上度。早々頓首。

九月廿八日　　諭吉

阿部様

物集女様

【『書簡集』第三巻二三四頁】

七〇四　阿部泰蔵

明治一六年二月七日

昨日も難有奉存候。以御蔭無滞相済安心仕候。家内共ゟも宜布御礼申上候様申出候。就而今後之一歩、昨日も申上候通り、何れ老生夫妻ニ而本人召連レ小石川へ罷出候積りなれ共、此方ゟ行き又他日をトし而先方ゟ来ルト申スも随分繁忙なる訳ケ、依而爰ニ略式之一案ハ、一日双方之都合宜布候時を見て、私方ゟ夫妻ト娘ト三人ニ而小石川へ参り、其日ニ両家之中央なる日本橋辺之茶屋を用意致し置、私共ハ帰途其茶屋へ立寄り、小石川ゟハ乍御苦労御両親並ニ定吉殿始其外思召次第之方々、同茶屋まで御出張被下、両家族打寄、幾久敷御懇親之印ニ御同食致候而も如何ニ可有之哉。其上も即チ御親類、相互ニ随意ニ来往自在なり。尤其席、即茶屋ニも、仁兄も御臨席相願度、或ハ小幡兄ハ不在ニ付、宇都宮氏へ案内可致哉ニ存候。私家内より参る者ハ老生夫妻両人ト本人さとと或ハ祖母も可参哉、是ハ未定、是ニ阿部君宇都宮君之積りなり。小石川ゟは御両親並に定吉殿、其外御都合ニ任ス。

右ハ唯老生之即案ニ而、決し而斯クト限り候訳ニも無之、如何様ニも小石川之思召次第ニ任し候義ニ御座候。兎ニ角ニ一応御相談申上候間、何卒御問合セ奉願候。

若し右之案ニ而御差支も無御座候ハヽ、本月十五日以内十日前後（但十一日ヲ除ク）何日ニ而御都合可然哉、其日其席へ御出之方々ハ御幾名なるへきや相伺度、又時ハ午後一時之頃ゟ出宅、私方三名小石川へ参り一応御挨拶、御茶ニ而も戴き、直ニ引返し而其茶屋へ参るニも彼是三、四時ニも可相成、食事ハ即晩食ならん ト存候。尤も御都合御取極被下候得も、茶屋之方ハ私家人ゟ申付、百事取計、其前ニ場所可申上、周旋方ハ担任仕候積

りに御座候。此段御相談まで申上候。早々頓首。

二月七日　　諭　吉

阿部様　几下

【『書簡集』第三巻二五九―二六〇頁】

七〇七　阿部泰蔵　明治十六年二月十二日

此程中より度々芳翰を辱し、昨日来示之趣ニ従へハ、本月十七日私方ゟ小石川へ赴き、帰途某茶〔屋脱カ〕へ参り、先方ゟハ清行君御夫婦、清一貞吉二氏ト妹君ト五名御参会可相成由、日限ニ於而差支無之、其都合ニ用意可仕、此方ゟハ老生夫妻トさとと三名ニ御座候。尚其日ハ御迷惑恐入候得共、仁兄ニも御臨席奉願候。宇都宮ハ御内意ニ従ひ見合可申、素ゟ先方へ曾而通知致候事ニも無之、此度ハ廃案ニ決したり。茶屋之方ハ最初ゟ私方ニ而周旋之積、其辺之事ニ付而も清行君ニ御意見も御座候由なれ共、此義ハ拝眉之節御話可申上、全体私方ゟ見て先方ト申せハ貞吉氏なれ共、氏ニも尚家あるニあらず、何れ家之出来候上ニ而応酬も可然候得共、此度ハ私方ニ而不取敢御亭主役相勤申度奉存候。何ハ兎も角も十七日ハ差支無御座、御近付之為メ一応御面会を期し候まてニ御座候。右再答申上度、早々頓首。

二月十二日　　諭　吉

阿部様　梧下

【『書簡集』第三巻二六二―二六三頁】

七〇八　阿部泰蔵　明治十六年二月十四日

益御清適奉拝賀候。陳ハ過日来毎度御面倒相願候本月十七日会合一条、日本橋辺ト存し頻ニ詮索為致候処、何れも適当ト可申もの無之、尋常一様之割烹店ニあらざれハ洒落ニ芸妓デモ呼ゐ躁クト申ス茶屋而已、百方奔走之末、周旋方之申スニも、築地すみ屋之外ハ有之間布よし由出候。築地とありてハ小石川か頗る遠方、甚以御気之毒之至存候得共、御都合ハ如何可有御座候哉、一応御尋申上候。若し御差支も御座候ハ、尚詮索可致候得共、一応相伺候。毎度御面倒恐入候得共、小石川へ御一封を以て御聞合セ奉願候。唯今周旋人帰来之事情ニ任セ早々申上候。何分宣布奉願候。右要用而已。頓首。

二月十四日　　諭吉

阿部様　梧下

【『書簡集』第三巻二六三―二六四頁】

七一三　阿部泰蔵　明治十六年二月二十七日

拝見仕候。陳ハ寿美家之会、三月三日御都合之よし、私方も丁度差支之無之、弥同日ト取極可申、都ゐ之手続ハ過日申上候通り之プランニ従ひ候義ニ付、別ニ不申上候。右拝答申上度、早々頓首。

二月廿七日　　諭吉

阿部様　梧下

尚以小生之風邪ハ存外之念入ニ而、今日も尚未起立不申、併日々少々ツ、快方ニ付、一両日中ニもひげも剃り可申積、三日之事ハ急度務候覚悟ニ御座候。以上。

【『書簡集』第三巻二六八頁】

七一七　阿部泰蔵　明治十六年三月六日

漸快晴相成御同慶奉存候。益御清寧奉拝賀。陳も過日来縁談之義ニ付而も厚ク御配慮ニ預り、以御蔭首尾能整ひ難有奉存候。家内一同安心不過之、右御礼之印鮮魚壱尾厨下ニ差出候。外ニ粗布一、是亦御笑留被成下候ハ、本懐之至奉存候。何れ不日拝趨万可申上候得共、不取敢一応之御礼まて、匆々如此御座候。頓首。

三月六日　諭　吉

阿部様梧下

【『書簡集』第三巻二七二頁】

一一七一　阿部泰蔵　明治二十年六月十六日

黄梅之時節、日ミ鬱陶敷天気ニ御座候。益御清安奉拝賀。爾来誠ニ御遠ミ敷打過候ニ付而も、来ル七月二日拙宅ニ而小集相催し度、御差支無御座候ハ、、同日午後五時ゟ御来車奉願候。御相客ハ真実之旧友十四、五名而

已。何卒御繰合可被下候。此段御案内申上度、早〻如此御座候。頓首。

六月十六日　　諭吉

阿部泰造（ママ）様

【『書簡集』第五巻二〇五頁】

二七〇　阿部泰蔵・其外

明治二十一年一月二十五日

拝啓仕候。陳ハ井上角五郎氏保険相願度之処、同人義ハ本月廿八日出発之郵船ニ而渡米候ニ付、体質検査之定日ニ逢ふを得ず、就而ハ出格之訳を以て今日直ニ御約束被下候義相叶間敷哉。無病健康ハ十目十指之請合ふ所なり。何卒可然御取計奉願候。右申上度、いオハ本人ゟ御聞取奉願候。早々頓首。

一月廿五日　　諭吉

阿部様

其外様

【『書簡集』第五巻三四六―三四七頁】

二五九　阿部泰蔵

明治二十三年ヵ十二月十八日

拝啓仕候。陳ハ過日桃介ゟ御話申上候成瀬正恭義、直ニ尊宅へ拝趨仕候間、御都合次第一寸御逢被下度奉願候。

是れハ純然たる本塾出身之者ニ而、家ハ讃岐ニ在りて頗る富豪之名あり。唯今実弟も姪も本塾へ入学中、旁塾ニも因縁深きものなれバ、可相成ハ塾之筋ニ而仕事致度、態と相願候義ニ付、い才之事情御直ニ御聞取、可相成事ならバ御周旋奉願候。右申上度、尚詳なるハ本人ゟ可申上候。匆々頓首。

十二月十八日　　諭　吉

阿部様　梧下

【『書簡集』第六巻三七五頁】

一六八九　阿部泰蔵　明治二十五年三月十九日

華翰拝見仕候。不順之時候益御清安奉拝賀。陳ハ来二十三日午後、同窓友人之集会御催候ニ付、老生へも拝趨可仕様難有奉存候。或ハ同日差支ならハ翌日ニ而も御不都合無之よし。然処ニ十三日ハ拙宅ニ仏事を営候積ニ而約束致し置候ニ付而も、可相成ハ二十四日ニ参上候やう仕度、同日ハ午後御示命之時刻必ス可罷出奉存候。何れ拝顔万々御礼可申上候得共、御請而已。匆々如此御座候。頓首。

二十五年三月十九日　　諭　吉

阿部様　梧下

【『書簡集』第七巻一五六頁】

一八一　阿部泰蔵　明治二十六年十一月三十日

歳暮忙中、一夕之閑話も亦妙ならんと存し候。来月六日、拙宅ニおゐて、五、六友人之小集を催し度、何卒御繰合、夕六時まてニ御来車奉願候。右御案内申上度、匆〻頓首。

二十六年十一月卅日　諭吉

阿部様　梧下

【『書簡集』第七巻二八六頁】

三三七六　阿部泰蔵　年未詳二月二十七日

唯今三州ゟ郵書到来、峰須賀謙吉君当一月十九日病死之報知、誠ニ驚入候次第、潔白清雅之士人、殊ニ愁傷ニ不堪、疾く凶聞御承知之事歟ハ不存候得共、書状到来之侭不取敢為御知申上候。早々頓首。

二月廿七日　福沢諭吉

阿部泰蔵様　梧下

尚以其後ハ久〻御無音申上候。如何御消光被成候哉。春暖之好時節、御閑暇も御座候ハ、些御来訪奉待候。以上。

【『書簡集』第九巻六二頁】

Ⅱ　福沢諭吉原稿

〔長沼事件に関する願書案文〕

長沼地之義ハ往古ゟ長沼村之所有地ニ㆑、寛文年度以来沼役上納、宝永五年　改正徳三巳年ヨリ　高入相成、一村限り沼稼営業致居候処、明治五年悪水路開通之一件ニ付紛議を生し、明治六年一旦官有地之御処分相成、村民歎願之末、明治九年七月より五ヶ年之期限ニテ、長沼村一村限り拝借地被仰付、数百年来之旧慣ニ依テ捕魚採藻営業仕候

○千葉県埴生郡長沼村（現成田市）にあった「長沼」は、江戸時代には長沼村のみの入会地であったが、明治以降上流の村々の要望で、周辺村落一五ヵ村を含んだ入会地に変更された。同時に渡船の営業も独占できなくなり、村民は困窮し、たまたま村民の一人が『学問のすすめ』を読んだのをきっかけとして、明治七（一八七四）年十二月村民の小川武平らが助力を求めて、福沢のもとを訪ねてきた。状況を知った福沢は、県庁との交渉などに援助を惜しまず、明治九年「長沼」の五年間の有償貸与を勝ちとった。これは願書案文の一部か。福沢諭吉自筆。

（西沢直子）